

三重県支部と合同運営

愛知県支部・八月例会

新 会 員 紹 介 (敬稱略)

次の各店が社団法人日本サウナ協会に加盟されました。よろしくお願ひ致します。

■北海道支部	(平成8年6月1日付け)
▽会社名	株式会社北海道料飲コンサルタンツ
▽店名	札幌清田健康センター
▽代表者	関口 一男
▽所在地	札幌市豊平区清田2条3丁目2-26
電 話	011(884)3111
■北海道支部	(平成8年7月1日付け)
▽会社名	株式会社兩宮館
▽店名	グラソンドホテル雨宮館
▽代表者	藤村 昇
▽所在地	北海道河東郡音更町
電 話	0155(46)2131
十勝川温泉北14丁目1番地	
■埼玉県支部	(平成8年7月1日付け)
▽会社名	株式会社ナガホリ
▽店名	サイタマ健康ランド
▽代表者	長堀 守弘
▽所在地	熊谷市大字久保島字北浦939
電 話	0485(33)2614
■埼玉県支部	(同)
▽会社名	株式会社和幸
▽店名	サウナN i c e Day
▽代表者	飯塚 孝信
▽所在地	浦和市東仲町11-5
電 話	048(881)6688
■埼玉県支部	(平成8年4月1日付け)
▽会社名	株式会社片町ゴーレンパーク
▽店名	サウナアクリア
▽代表者	加藤 久始
▽所在地	福井市順化2丁目14番12号
電 話	0776(22)2555
■広島県支部	(平成8年8月1日付け)
▽会社名	株式会社フオアライフ
▽店名	アクアハウス今高野
▽代表者	北熨斗 隆人
▽所在地	広島県世羅郡甲山町甲山134番
電 話	08472(2)4126
■埼玉県支部	(平成8年8月1日付け)
▽会社名	有限会社鴻巣健康湯遊ランド
▽店名	鴻巣健康湯遊ランド
▽代表者	常見 升
▽所在地	埼玉県鴻巣市東3-11-28
電 話	0485(43)3335
■埼玉県支部	(平成8年7月1日付け)
▽会社名	株式会社ナガホリ
▽店名	サイタマ健康ランド
▽代表者	長堀 守弘
▽所在地	熊谷市大字久保島字北浦939
電 話	0485(33)2614
■北陸支部	(平成8年4月1日付け)
▽会社名	株式会社片町ゴーレンパーク
▽店名	サウナアクリア
▽代表者	加藤 久始
▽所在地	福井市順化2丁目14番12号
電 話	0776(22)2555
■広島県支部	(平成8年8月1日付け)
▽会社名	株式会社フオアライフ
▽店名	アクアハウス今高野
▽代表者	北熨斗 隆人
▽所在地	広島県世羅郡甲山町甲山134番
電 話	08472(2)4126
■埼玉県支部	(同)
▽会社名	株式会社やわらサウナ
▽店名	芝崎 拓雄
▽代表者	川口市並木3丁目14番10号
▽所在地	川口市並木3丁目14番10号
電 話	048(257)4555



磯村顧問からO-157対策の講義をうける

愛知県支部は「平成六年度八月例会」を二十日午後一時三十分から日本生命栄町ビル会議室（名古屋市中区錦3丁目）で開催、三十六名（うち事務局二名）が出席した。

まず初めに、古屋事務局長より、このたび合同運営を行うことになった三重県

支部会員三店の紹介かたた。▽ユーユーカイカン・佐野幸雄社長（四日市市）▽健康サウナ三越・小柴文一會長（伊勢市）▽津スポーツツヅラザ・河合孝浩部長（津市）。続いて議事に入った。

にについて、近く会員からアンケートを取り検討する模様だ。

飲食物では野菜、魚を充分水洗いし、加熱が必要。従業員の手洗いも注意する。業者から来る総菜は、チエックしてから使用する。当人の体力、抵抗力の弱少も

サウナ祭は全国規模で実施を

月刊かたし
会員の行進
や人事異動、レクリエー
ション、同好会活動など
何でも歓迎します。

・社日本サウナ協会
SAUNA係

実施の提案が出ている。愛知県支部は代案として来年の「3月7日サウナの日」をめどに企画を検討した。

あるとのこと。

会員各位の「アーティ
スト」の場として「ア
ーティスト」の総合企
画を実現する

お便り

パーム&アロエ

パーク&アロエ

A black and white photograph of a palm tree, likely a coconut palm, with many fronds and a thick trunk.

ご存知ですか？

存知ですか

体感販売で経営活性化——お気軽にお問い合わせ下さい。
浴室・浴場での使用体験と売店の販売を結んだ体感販売で
業務用経費を大幅に低減いたします。

リーブルは取手つき！

 株式会社 リーフルアロエ 化学
〒453 名古屋市中村区沖田町39号
TEL(052)471-1111 FAX(052)471-1112

おもてなしにふさわしい。オリジナルチャイナシリーズ(洗面化粧台用)

第2章 サウナ設備等の構造及び設置要領

1. 基本事項及び構造

- ガス遠赤外線放射装置は、一定の安全性が確認されたものを使用すること。^{※1}
- (1) 遠赤外線放射装置
- ア 放射管は床面に堅固に固定すること。
 - イ 放射装置は耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ燃焼排ガスがサウナ室内に漏れない構造であること。
 - ウ 燃焼排ガスは、排気筒により有効に屋外に排出すること。
 - エ 放射装置からの放射方向には、不燃材料による防護柵を設けること。
- (2) 燃焼制御装置
- ア 燃焼制御装置は機械室の床面に堅固に固定することとし、サウナ室に設置しないこと。
 - イ 燃焼装置が密閉型のものは、点火する前に燃焼室の4倍以上の空気量で当該室の空気の置換を行うこと。
 - ウ ガスの遮断弁は最高使用圧力に十分耐え得る構造のものとし、これを二重に設置すること。
 - エ 燃焼装置には、疑似信号などによる誤動作の起こらない火炎検知器を設け、火が消えた場合に自動的にガスを遮断する構造であること。
 - オ サウナ室の温度が異常に上昇したときに自動的にガスを遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には温度ヒューズが組み込まれていること。
 - カ 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さの概ね2/3以上の位置に取り付けること。
 - キ 燃焼に必要な空気はサウナ室外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチなどによって検出された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。
- (3) 機械室
- ア 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、梁または屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に甲種防火戸又は乙種防火戸を設けた場所を機械室とすること。
 - イ 機械室の空気取り入れ口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設けられる場合にあってはこの限りではない。
 - ウ 燃焼用空気取り入れ口は、強制排気式の場合にあっては排気筒断面積以上の面積とすること。

※1 一定の安全性が確認されたもの

『日本ガス機器検査協会等の第三者機関において実施する検査に合格したものがある。』

※2 甲種防火戸、乙種防火戸について

- ①「甲種防火戸」とは、建築基準法施行令第110条第1項に定める構造の戸をいい、次のようなものがある。
- ・骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが0.5mm以上の鉄板を張ったもの。
 - ・鉄製で鉄板の厚さが1.5mm以上のもの。
- ②「乙種防火戸」とは、建築基準法施行令第110条第2項に定める構造の戸をいい、次のようなものがある。
- ・鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上1.5mm未満のもの。
 - ・鉄および網入りガラスで造られたもの。

2. サウナ設備等の設置要領(離隔距離等)

- (1) 遠赤外線放射装置と、天井及び壁、床、椅子等との離隔距離は図1に示すとおりとすること。^{※1}
- (2) 遠赤外線放射装置周辺の天井、壁及び床の仕上げは、図2に示すとおりとすること。
- (3) 遠赤外線放射装置の周囲には図3に示すとおり、点検・管理のための空間を確保すること。
- (4) 給排気管のサウナ室貫通部分は、その面積を1,500cm²以下とし、有効に防火区画すること。
- (5) ガス遠赤外線放射装置を壁をはさんで背中合わせに設置する場合は、図2の斜線部分の壁のうち、背中合わせとなる壁を、下地を含め不燃材料で仕上げること。

※1 離隔距離について

この距離を確保した場合、間柱もしくは下地の温度がおおむね100°C以下になることから決めたものである。

※2 貫通部1,500cm²以下とする根拠

『建築基準法施行令第112条(防火区画)』および『業務用ガス機器設置基準及び実務指針「日本ガス機器検査協会」』を参照。

図1 天井、壁面等からの離隔距離

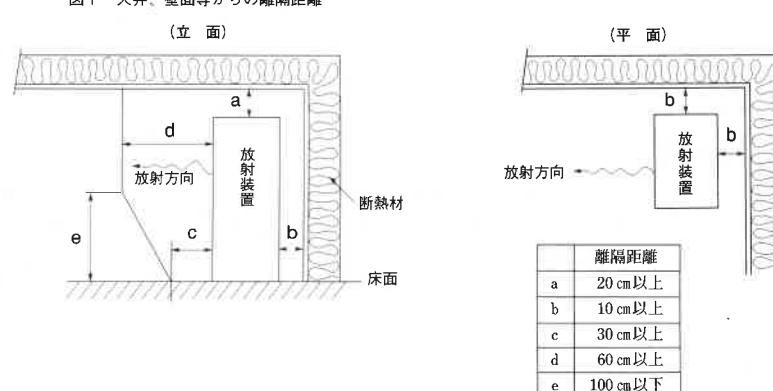
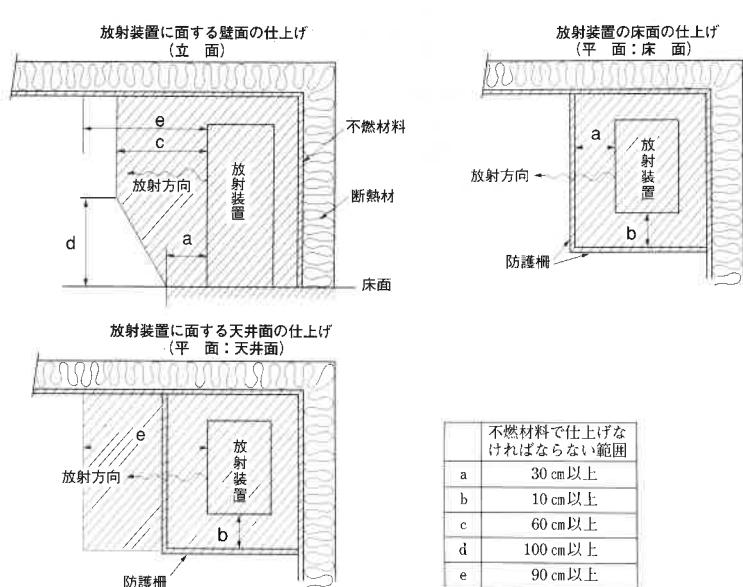
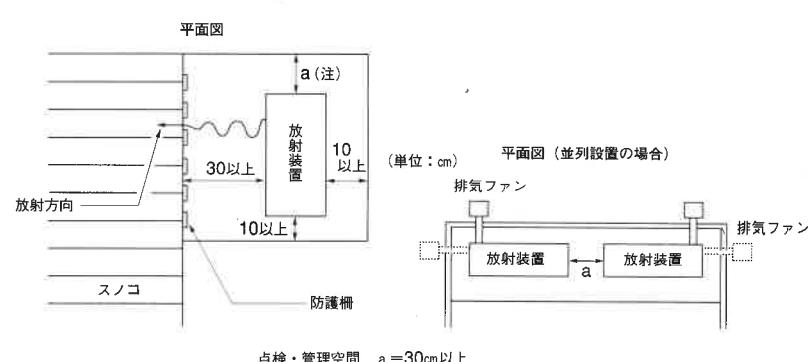


図2 遠赤外線放射装置周辺の仕上げ



注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあってはロックウールの吸音板、壁面にあっては抗火石、床面にあってはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

図3 点検・管理空間



注) 両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

3. サウナ室内の電気配線

- (1) 電線は次のいずれかによること。
- ア M I ケーブル
 - イ ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線
 - ウ 上記ア又はイと同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線。
- (2) 配線はM I ケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で1cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した個所に敷設する場合はこの限りではない。
- (3) サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電电流を有効に感知する装置を設けること。
- (4) サウナ室の遠赤外線放射装置等にはアースを施すこと。

第3章 維持管理(保守・点検・清掃等)

1. 日常に行う事項

- (1) 運転・停止スイッチの作動を確認すること(スイッチの「入」「切」に反応するか)。
- (2) 温度調節器の作動を確認すること(調節器を操作したときに正常に作動するか)。
- (3) 遠赤外線放射装置等の周囲に可燃物がないように清掃を行うこと。
- (4) 機器(放射管を除く)の表面を乾いた布でよく拭くこと。
- (5) 异常音の有無を確認すること。異常音がある場合は、回転稼働部の交換等適切な処置をすること。

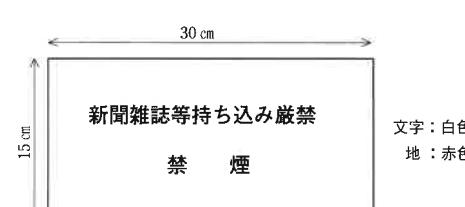
2. 定期的に行う事項

- (1) 空気の吸い込み口(機器の燃焼用空気取り入れ口、機械室の吸・換気口など)は月1回程度、詰まりがないかを点検し、付着しているゴミ、ホコリなどを除去すること。
- (2) 年1回程度、ガス遠赤外線放射装置等の構造部分の点検をすること。

3. 標識の掲示

サウナ室の出入口などの見やすい位置に、図4に示す標識を掲示すること。

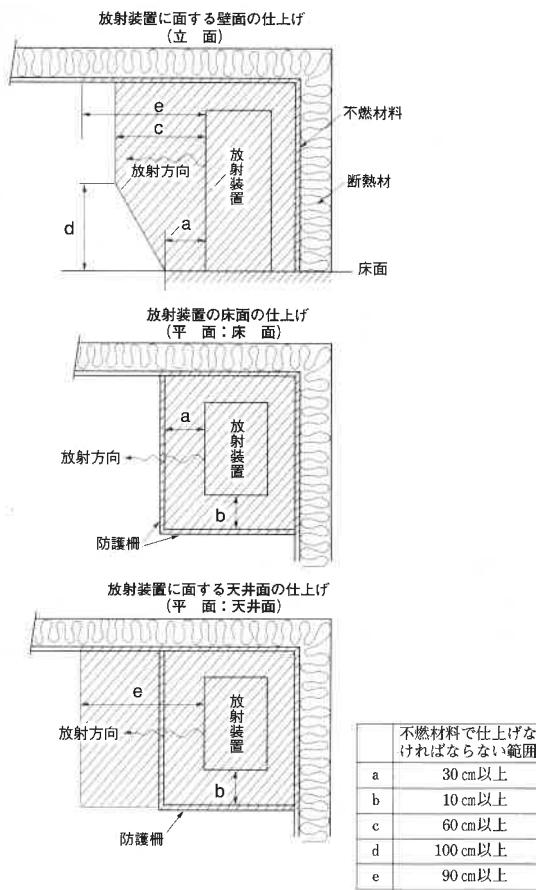
図4 標識



第4章 法令等の順守

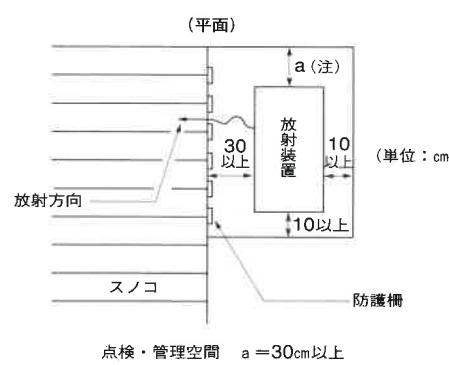
サウナ設備の設置に当たっては、第1章から第3章の基準によるほか、関係法令を順守すること。

図 3 遠赤外線放射装置周辺の仕上げ



注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあってはロックウールの吸音板、壁面にあっては抗火石、床面にあってはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

図 4 点検・管理空間(平面図)



注) 両側面及び背面の 3 面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

3. サウナ室内の電気配線

- (1) 電線は次のいずれかによること。
 - ア M I ケーブル
 - イ ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線
 - ウ 上記ア又はイと同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線。
- (2) 配線は M I ケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート、モルタル等で 1 cm 以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した個所に敷設する場合はこの限りではない。
- (3) サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電電流を有効に感知する装置を設けること。
- (4) サウナ室のサウナ放熱器等にはアースを施すこと。

第3章 維持管理(保守・点検・清掃等)

1. 日常に行う事項

- (1) 運転・停止スイッチの作動を確認すること(スイッチの「入」「切」に反応するか)。
- (2) 温度調節器の作動を確認すること(調節器を操作したときに正常に作動するか)。
- (3) サウナ放熱器の能力が出ているかを確認すること(温度があらかじめ設定した値を逸脱していないか)。
- (4) サウナ放熱器の周辺に可燃物がないように清掃を行うこと。

2. 定期的に行う事項

- (1) 月 1 回程度行う点検
 - ア サウナ放熱器の運転電流値を確認すること。
 - イ サウナ放熱器および電路の絶縁抵抗値を確認すること。
 - ウ 漏電遮断器の作動を確認すること。
- (2) 年 1 回程度行う点検
 - サウナ放熱器等の構造部分の点検をすること。

3. 標識の表示

サウナ室の出入口などの見やすい位置に、図 5 に示す標識を掲示すること。

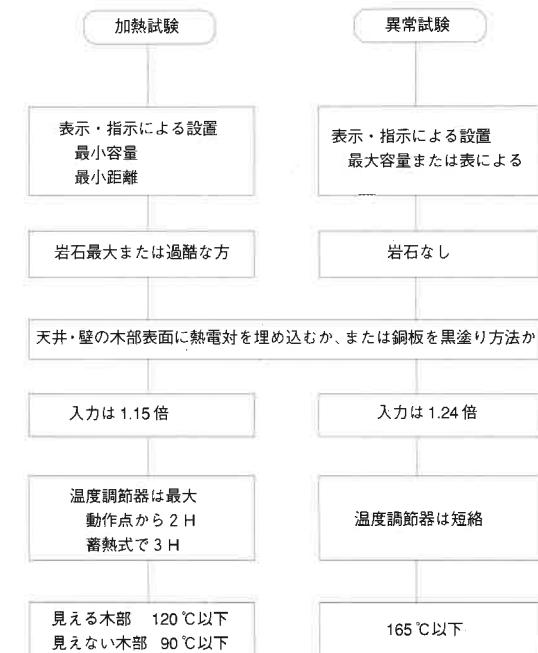
図 5 標識



第4章 法令等の順守

サウナ設備の設置に当たっては、第1章から第3章の基準によるほか、関係法令を順守すること。

国際電気規格 (335-1, 335-2-53) による加熱、異常試験の概要
<第1版 1988>



ガスサウナ設備編

第1章 総則

1. 目的

この基準は、消防法、火災予防条例等の関係法令によるほか、離隔距離、安全装置及び維持管理に関し、社団法人日本サウナ協会による自主基準を定め、ガスサウナ設備を原因とした火災発生の防止を目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ガスサウナ設備のうち、1台の最大ガス消費熱量が 6,000kcal/h (7kW) を超え、43,000kcal/h (50kW) 以下のものに適用する。

※最大 43,000kcal/h (50kW) とした理由

実績を踏まえて最大ガス消費量を 43,000kcal/h とした。なお、6,000kcal/h 以下あるいは 43,000kcal/h を超えるものにあっては別途検討する。

3. 用語の定義

- (1) ガスサウナ設備とは、ガス遠赤外線放射装置をいう。
- (2) ガス遠赤外線放射装置とは、ガスを熱源とするもので、遠赤外線放射装置と燃焼制御装置(ガスバーナーの燃料遮断弁、燃焼用ファン、その他の燃焼を制御する装置)からなり、放射管の中でガスを燃焼させることにより放射管表面から遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気をつくる装置をいう。
- (3) サウナ室とは、ガス遠赤外線放射装置を設置し、遠赤外線により人体の発汗を促進させる室をいう。
- (4) 機械室とは、ガスサウナ設備の燃焼制御装置を設置する室をいう。

サウナ設備設置基準

平成8年8月

社団法人日本サウナ協会

電気サウナ設備編

第1章 総則
1. 目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
第2章 サウナ設備等の構造及び設置要領
1. 基本事項及び構造
2. サウナ設備等の設置要項(離隔距離等)
3. サウナ室内の電気配線
第3章 維持管理(保守・点検・清掃等)
1. 日常に行う事項
2. 定期的に行う事項
3. 標識の表示
第4章 法令等の順守
国際電気規格(335-1、335-2-53)による加熱、異常試験の概要…

ガスサウナ設備編

第1章 総則
1. 目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
第2章 サウナ設備等の構造及び設置要領
1. 基本事項及び構造
2. サウナ設備等の設置要項(離隔距離等)
3. サウナ室内の電気配線
第3章 維持管理(保守・点検・清掃等)
1. 日常に行う事項
2. 定期的に行う事項
3. 標識の表示
第4章 法令等の順守

電気サウナ設備編

第1章 総則

1. 目的

この基準は、消防法、火災予防条例等の関係法令によるほか、離隔距離、安全装置及び維持管理に關し、社団法人日本サウナ協会による自主基準を定め、電気サウナ設備を原因とした火災発生の防止を目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、電気サウナ設備のうち、1台の最大消費電力が^{*}30kW以下のものに適用する。

※最大30kWとした理由

1. サウナ設備はサウナ室内に熱源(サウナ放熱器)を設置するので、1台当たりのサウナ放熱器の容量に条件設定し熱源の過大化を防止することが、安全対策を講じる上で有効である。
2. 実績のある30kW以下を対象とした。なお、30kWを超えるものにあっては別途検討する。

3. 用語の定義

- (1) 電気サウナ設備とは、(2)に掲げる電気サウナ放熱器及び当該放熱器に付属する機器装置(操作盤、温度調節器、温度過昇防止器等)をいう。
- (2) 電気サウナ放熱器とは、電気を熱源として高温を発生させる次に掲げる装置をいう。
 - ア 対流型放熱器
 - イ 遠赤外線放射装置
 - ウ 対流・遠赤外線放射併用型装置
 - エ その他の放熱器
- (3) 対流型放熱器とは、サウナ放熱器のうち、対流により高温低湿の空気をつくる装置をいう。
- (4) 遠赤外線放射装置とは、サウナ放熱器のうち、遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気をつくる装置をいう。
- (5) 対流・遠赤外線放射併用型装置とは、サウナ放熱器のうち、対流と遠赤外線放射を併用して、高温低湿の空気をつくる装置をいう。
- (6) その他の放熱器とは、(3)、(4)又は(5)以外のサウナ放熱器をいう。
- (7) サウナ室とは、サウナ放熱器を設け、その特性により人体の発汗を促進させる室をいう。

第2章 サウナ設備等の構造及び設置要領

1. 基本事項および構造

- (1) サウナ放熱器は、壁、床等に堅固に固定すること。
- (2) サウナ室には、異常に温度上昇したときに自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。
- (3) 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さの概ね2/3以上の位置に取り付けること。
- (4) ファンを用いるサウナ放熱器の場合は、ファン停止の際に熱源の電源を遮断することができる装置を設けること。
- (5) サウナ放熱器には容易に人が触れることができないような囲い、柵等を設けること。

2. サウナ設備の設置要領(離隔距離等)

- (1) 対流型放熱器の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離及び周辺の仕上げは図1に示すとおりとすること。

- (2) 遠赤外線放射装置の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離については図2、周辺の仕上げについては図3に示すとおりとすること。
- (3) サウナ放熱器の周囲には図4に示すとおり、点検・管理のための空間を確保すること。
- (4) 対流型放熱器及び対流・遠赤外線放射併用型装置の対流方向のサウナ室の天井部分には、対流熱を有效地に拡散できる防熱板(金属または不燃材料による)を天井面から15cm以上離して設けること。なお、当該防熱板は対流型放熱器又は対流・遠赤外線放射併用型装置の平面外形の寸法以上のものとすること。
- (5) 図1、2、3に規定する離隔距離又は仕上げによらないもの、対流・遠赤外線放射併用型装置及びその他の放熱器については国際電気規格(335-2-53)^{*}に準拠した試験によるデータを、火災使用設備の設置届出書を所轄消防機関へ届出る際に添付すること。
- (6) 国際電気規格(335-2-53)により認証を受けたものをその認証どおりに設置しようとするときは、その認証データを火災使用設備の設置届出書を所轄消防機関へ届出る際に添付すること。
- (7) サウナ放熱器を壁をはさんで背中合わせに設置する場合は、図1及び図3の斜線部分の壁のうち、背中合わせとなる壁を、下地を含め不燃材料で仕上げること。

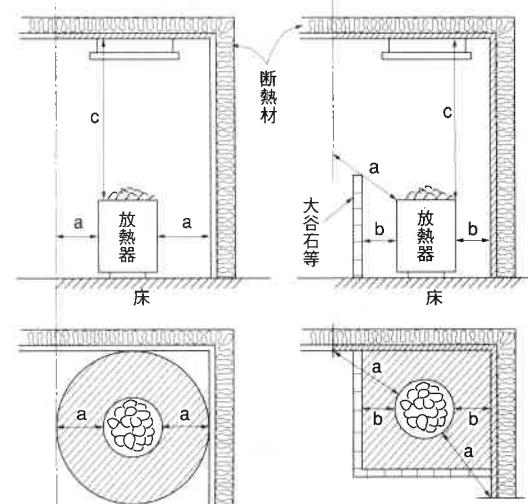
※1 離隔距離について

この距離を確保した場合、間柱もしくは下地の温度がおおむね100°C以下になることが決まっている。

※2 國際電気規格(IEC : International Electrotechnical Commission)について

1. 国際電気規格とは、国際的に電気について扱るべき規則を定めたもの。
 - ① IEC335-2-53はサウナ用加熱器に関する個別要求事項で、パート1と併用される。IEC335-2-53は、1973年に制定されたものが1988年に改訂され、現在まで生きているが、さらに審議中である。
 - ② よって、今回は1988年版を基に、p 10に加熱異常試験の概要を示した。
2. 準拠とは
 - ① IECの適用範囲は、定格入力が20kW以下のサウナ用加熱器である。本設置基準は30kWまであり、20kWを超えるものおよび図1、2、3に規定する離隔距離または仕上げによらないもの、対流・遠赤外線放射併用型装置およびその他の放熱器については国際電気規格に準拠した試験によること。
 - ② 現場設置の温度試験(加熱試験、異常試験)は定格電圧で行う。

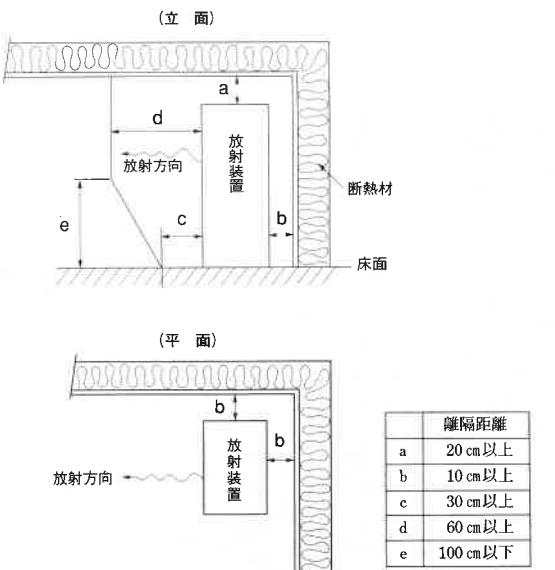
図1 対流型放熱器の離隔距離及び周辺の仕上げ



注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあってはロックウールの吸音板、壁面にあっては抗火石、床面にあってはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

離隔距離	定格消費電力7.5kW以下	7.5kWを超える15kW以下	15kWを超える30kW以下
a	25cm以上	50cm以上	100cm以上
b	10cm以上		20cm以上
c		100cm以上	

図2 天井、壁面等からの離隔距離(遠赤外線放射装置の場合)



市が眺望できる高原に七月十二日オープnedした「レスパール藤ヶ鳴」は、『高原でスパ&グルメ』をうたう都市近郊型のリゾート施設。天然温泉を利用し岡山県内では初体験の水着で遊ぶスパをはじめ和洋の大浴場、それにレストラン、ホテルを備えた総合レクリエーションの館（やかた）として衆目を集めている。

この施設を運営しているのは、岡山県およびその関係団体が出資して設立した第三セクターの「岡山空港開発株式会社」（設立平成元年六月、本社・岡山市菅野、資本金一億円、花房清人代



広々としたスペースに23種類のアイテムがあり、遊びがいっぱいの“スパ”は終日大にぎわい。

天然温泉の泉質は、単純弱放射能泉で、浴用の適応症は神経痛、筋肉痛、五十肩、うちみ、冷え性、疲労回復などに効能がある。グルメの方もお風呂と並んで味、メニュー、サービス、雰囲気に力を入れている。個室の和食処、欧風料理の展望レストラン、大食堂などがあり、外部から食事だけに来る人も利用できる。このほか付帯設備として館外にレストラン（ビアホール）、ベーカリー、フランワーレのショップもある。

ところで、集客の年間目標は三十万人、売上十四億円を設定している。平澤総支配人は「県内に集中して(今年)五月からテレビでPRしました。これはSPA編、グルメ編の各十五秒もので、とくにSPAは岡山県で初登場ですから、よくご理解いただけるように配慮しました。これが効いたようで、大変な人気を博しています。またカード雑誌の関西版などに紹介され、問い合わせがあります」と言う。

年間目標30万人達成は可能

は二十日海の日、二十一日
日曜の連休をピークに一日
九百人前後の来館者で推移
した。夏休みの八月は一日
平均千三百人、ピークは十
五日の二千百人を超えるに
ぎわいだった。

今年の「全国オーナー研修会」は11月6日㈭～7日㈭1泊2日の日程により、この「レスパール藤ヶ鳴」で開催予定。



レスパール藤ヶ鳴のしゃれた外観。外壁は岡山の“べんがら”をイメージした明るい色彩。

表取締役)で、岡山県総合福祉計画および林野庁のヒューマングリーン・プランに基づき、山空港周辺整備の一環として、パブリックゴルフ場、保養施設などを整備する藤ヶ鳴森林空港間総合整備事業を実施している。

すでに第一期事業の「岡山空港ゴルフコース」(十八ホール)は同四年二月から稼働しており、第二期事業としてこの「レバール藤ヶ鳴」(所在地同じ)の建設にかかった。事業費は約四十億円である。この施設の規模は、敷地

主な施設は フアミリー やカッブルが水着で一緒に楽しむ混浴風呂のSPAは約七百平方メートルの広さ。解放感のあるガラス張りの広々とした空間（高さ約十二メートル）に、シェイプアップバス、マッサージステーション、ジャグジーバス、キンダープール（子供用）、流水急流コーナー や フィンランド式ドライサウナ、ドイツ式スチームサウナなど二十三種類ものアイテムがある。

温泉風呂は約三百平方㍍の広さ。和洋二つのタイプの大浴場があり、いずれも遠赤外線サウナ、塩サウナ、露天風呂を備えるほか、日本の湯には桧風呂、バイブラ・泡風呂など十二種類、「舶来の湯」にはワールプール（気泡、超音波とジエットノズル水圧の小型ブール）、ロッジ風サウナなど十四種類のアイテムが楽しめる。また、この和洋風呂はたかで入浴する一方

五人)を備え宿泊は温泉が利用できる。また宿泊とゴルフの格安パックもある。

コンピューターシステムにより入館時に腕に巻くりストラップでロックキーの開録から自動販売機、レストラン、カラオケ、売店など館内施設をキヤッショレスで利用でき、帰りに清算すればよい方式を採用しており、ロッカーの開録まで

約三万平方メートル。建物は鉄筋コンクリート四階（地下一階）、延べ床面積約八千平方メートル。欧風で全体を空から見

下ろすとフェニクツクス（不死鳥）が羽を広げた形をイメージして作られていてのが特徴だ。

和洋二つのタイプの大浴場
約三万平方メートル。建物は鉄筋コンクリート四階（地下一階）、延べ床面積約八千平方メートル。欧風で全体を空から見下ろすとフェニクス（不死鳥）が羽を広げて飛ぶイメージして作らるるのが特徴だ。

レスパール藤ヶ鳴



〈舶来の湯〉にある屋外型ロッジ風サウナ。スパ、和洋大浴場に合わせて6種類のサウナがある。

「真気」とは水と空気を超高压で爆発させ、空気一CC中マイナスイオン二万個を帯びた活性空気のことです。（滝壺附近の約二〇倍）精神の安定と爽快感、脱臭や除塵のほか、食品の鮮度保持、医療用にも応用されています。当社はこの「真気」の特性をサウナに応用し、気分よく汗を流す、保養・美容・湯治用のサウナを開発しました。



新発売
テルマーレ

壁と床から発生する輻射熱が部屋全体を温かく包み、ゆっくりとおだやかに発汗する夢の温浴システムです。

(九六年秋、横浜スカイサウナオーブン)
サウナ・エステティック・保養所・ケア施設。
福祉施設・町おこし・村おこし・リゾートに最適。



- 東京都中央区銀座3-11-5 ⑨104 国(03)3542-0333 ● 札幌市中央区南2条西9丁目1-2 ⑨060 国(011)272-3201 ● 横浜市中区住吉町5-64-1 ⑨231 国(045)664-5661
- 名古屋市千種区仲田2-18-6 ⑨464 国(052)763-2811 ● 大阪市北区中津1-18-18 ⑨531 国(06)375-1751 ● 福岡市博多区綱場町2-2 ⑨812 国(092)281-1773